

社会福祉法人 童心福祉会

理事・監事及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 童心福祉会の理事・監事並びに評議員の報酬等について定めるものとする。

(評議員の出席報酬)

第2条 評議員が評議員会に出席した時は、別表1に基づきそれぞれの報酬を支払うこと出来るものとする。

2 各年度の総額が300,000円を越えない範囲とする。

(理事・監事の出席報酬)

第3条 理事が理事会・評議員会に出席した時、監事が法人の監査 理事会及び評議員会出席した時は別表1により報酬を支払うことが出来るものとする。

2 各年度の総額が300,000円を越えない範囲とする。

(出張旅費)

第4条 評議員及び役員が、理事長の命を受けて法人業務のために出席及び出張する場合は別表1により報酬及び旅費を支給することが出来る。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第6条 本規程の改正は評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は平成 30年 8 月 1 日より施行する。

別表1

(1) 評議員

評議員会への出席	日額	5,000円
上記の他、法人業務の為の出席	日額	5,000円

(2) 理事

理事会、評議員会 評議員・選任解任委員会への出席	日額	5,000円
上記の他、法人業務の為の出席	日額	5,000円

(3) 監事

監事監査 理事会、評議員会への出席	日額	5,000円
上記の他、法人業務の為の出席	日額	5,000円

出張旅費(市外)

報酬	日額 10,000円
宿泊料	実費
旅費	実費

\*上記の額に源泉徴収税による課税額を加算した額を報酬額とする。